

空襲被害者等援護法(仮称)の制定を求める署名

沖縄民間戦争被害者に対する特別補償法(仮称)を求める署名

衆議院 議長殿

参議院 議長殿

要請事項

1. 「空襲被害者等援護法(仮称)」を制定して、国の責任において空襲等による被害者及びその遺族に対する次の救済措置、被害の実態調査をおこなってください。
 - (1) 空襲被害者等援護法(仮称)を制定し、死亡者に弔慰金支給、障害者に特別給付金など、両親を失った孤児に孤児給付金を支給する。
 - (2) 空襲等による被害の全国調査を行う。
 - (3) 空襲等による死者に対する追悼(刻銘)碑、被害の資料収集・展示・保存事業を行うと共に、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを学校教育に位置づける。
2. 「沖縄戦」被害については「沖縄民間戦争被害者に対する特別補償法」(仮称)を制定し、同時成立を期すこと。

要請の理由

一、日本国内において、空襲その他の戦闘行為による被害がありました。特に、沖縄においては凄惨な地上戦が行われ、沖縄県民は甚大な被害を受けました。現在、旧軍人・軍属の方々には、総額約50兆円の国家補償や援護がなされています。また、引揚者や原爆による被爆者に対する援護措置もとられるようになり、最近ではシベリア抑留者についての特措法が成立し、施行されるようになりました。

二、しかしながら、先の大戦において戦災死者だけでも50万人を超えるという、民間の空襲被害者に対しての補償等は、現在のところ何もおこなわれておりません。おおぜいの犠牲者の存在があり、今もなお障害や後遺症に苦しみながら生活を送られている方や遺族が存在しています。

これらに対し、わが国と同様に敗戦国となったドイツやフランスなどヨーロッパ諸国では、民間の戦争被害者に対しても軍人と差別なく補償しています。

三、自然災害についても、災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年第82号)、被災者生活再建支援法(平成10年法律第62号)により、被災者個人に対して公的助成がなされています。

戦争という、国家のつくり出した危険の中で、生命・身体を犠牲にさせた民間人被害者に対してのみがまんを押しつけることは、あまりにも不均衡であり、正義に反します。

差別なき戦後補償法を制定するように、立法府に要請します。

氏名	住所	募金

[取扱い団体・個人名]

全国空襲被害者連絡協議会
〒131-0045 東京都墨田区押上1-33-4
TEL/FAX 03(5631)3922